

## 実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

上記目標  
の概要

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。さらに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むなど、積極的に役割を果たしていきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組みます。さらに、中小企業の経営基盤の安定に配慮し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。

農林水産物・食品の輸出額については、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7（2025）年までに2兆円、令和12（2030）年までに5兆円とする目標額が設定されました。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産部・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂）において、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされるとともに、重点的に取り組むターゲット国・地域<sup>(注)</sup>が定められたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組みます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

各種事務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

(注) ターゲット国・地域

清酒：米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール

ウイスキー：EU・英国、米国、中国、台湾

本格焼酎・泡盛：中国、米国、台湾

**(上記目標を達成するための施策)**

- 実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組
- 実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応
- 実2-3：酒類の公正な取引環境の整備
- 実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応
- 実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携
- 実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進
- 実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

## 実績目標(大)2についての評価結果

実績目標についての評定 **S** 目標達成

<b>評定の理由</b>	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。          なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
<b>実績の分析</b>	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、その促進に向け、酒類の安全性の確保や酒類の公正な取引環境の整備、20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進などを図ることは重要であり、必要な取組です。</p> <p>日本産酒類の輸出環境整備に当たり、国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出の実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p><b>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業              令和4年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、海外展示会への出展やオンラインを活用した商談会等の取組に当たっては、対面・ICT活用双方のメリット・デメリットを考慮しつつ、より効果的な施策を実施しました。              また、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に基づき、政府全体として農林水産物・食品の輸出促進に取り組むこととしており、農林水産省をはじめとする関係省庁と足並みを揃えて日本産酒類の輸出促進に取り組みました。(事業番号0008)</li> <li>・ 清酒製造業近代化事業費等補助金              令和4年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、市場の動向等を勘案し、効果的な施策を進めるため、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の情勢の変化から、実施の効果が見込まれなくなった国際空港でのPRキャンペーンを中止しインターネット等によるPR活動とするなど、弾力的に対応しました。(事業番号0009)</li> <li>・ 酒類業構造転換支援事業費補助金              令和4年度行政事業レビューにおける外部有識者等の所見を踏まえ、補助事業の成果目標(アウトカム)について、より事業目的に見合った成果目標(アウトカム)を追加しました。              補助事業の成果については、5年間、補助事業者から「事業化状況報告書」の提出を受けることとしており、その報告内容を分析し、事業の効果検証を行うとともに、他の酒類業者の参考とすべき事例を効果的に情報発信していく方法を引き続き検討していきます。(事業番号0010)</li> <li>・ 日本産酒類海外展開支援事業費補助金              令和4年度行政事業レビューにおける外部有識者等の所見を踏まえ、補助事業の成果目標(アウトカム)について、より事業目的に見合った成果目標(アウトカム)を追加しました。              補助事業の成果については、5年間、補助事業者から「事業化状況報告書」の提出を受けることとしており、その報告内容を分析し、事業の効果検証を行うとともに、他の酒類業者の参考とすべき事例を効果的に情報発信していく方法を引き続き検討していきます。(事業番号0011)</li> <li>・ 新市場開拓支援事業費補助金              令和4年度行政事業レビューにおける外部有識者等の所見を踏まえ、補助事業の成果目標(アウトカム)について、より事業目的に見合った成果目標(アウトカム)を追加しまし</li> </ul>

た。

補助事業の成果については、5年間、補助事業者から「事業化状況報告書」の提出を受けることとしており、その報告内容を分析し、事業の効果検証を行うとともに、他の酒類業者の参考とすべき事例をより効果的に情報発信していく方法を引き続き検討していきます。（事業番号0012）

- ・ 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金

令和4年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き全般的な経費の見直しをさせて、コスト削減を図りました。

（反映額：▲3百万円）（事業番号0013）

- ・ 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金

令和4年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、補助金の交付は、対象施設・設備の修繕等について、その必要性などを考慮して交付決定を行いました。（事業番号新23-0001）

施策		実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組					
		[主要]実2-1-A-1：日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援					(単位：%、者)
会計年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	①-1商談機会提供国割合	—	—	—	90	90	○
	①-2展示会等参加事業者数	—	20	20	400	500	
	②セミナー参加事業者数	—	—	—	500	800	
実績値	①-1商談機会提供国割合	—	—	—	84.6	100	
	①-2展示会等参加事業者数	—	33	377	435	603	
	②セミナー参加事業者数	—	—	—	1,049	1,047	
測定指標 (定量的な指標)	(出所) 課税部酒税課調						
	(注1) 令和2年度までの実績値は、海外商談会等に参加した酒類事業者数です。						
	(注2) 令和2年度以降は、オンライン形式による取組を含みます。						
	(目標値の設定の根拠)						
	令和4年度においては、①「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂)においてターゲットとして定められた国・地域に酒類輸出コーディネーター(用語集参照)を配置し、日本産酒類輸出促進コンソーシアム(用語集参照)とも連携し、同コーディネーターの活用による商談会を実施するほか、酒類の有力な海外展示会への出展による商談機会の提供を行うこととしています。						
	また、②日本産酒類輸出促進コンソーシアムによる国内製造者と輸出商社等とのビジネスマッチング支援等に取り組むこととしており、これら①、②の取組について、以下の指標を設定しています。						
	① ターゲット国・地域で実施する展示会等への出展等支援						
	①-1 ターゲット国・地域における酒類の有力な展示会への出展やコーディネーターによる商談会により、商談機会を提供した国・地域の割合(目標値：90%)						
	①-2 上記展示会や商談会に参加した酒類事業者数(目標値：延べ500者以上)						
	② 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援 輸出促進コンソーシアムで開催する酒類事業者向けセミナーに参加した酒類事業者数(目標値：延べ800者以上)						
(注) 上記①、②には、オンライン形式による取組を含みます。							
(目標の達成度の判定期由)							
「①-1 ターゲット国・地域のうち展示会等で商談機会を提供した国・地域の割合」(商談機会提供国割合)については、全ての国・地域(延べ13か国・地域)での開催となり、商談機会提供国割合は100%となりました。							
また、日本産酒類の販路拡大を支援するために、国税庁が重点的に取り組むターゲット国・地域に配置した酒類輸出コーディネーターが、新たに海外商談会の企画や輸出関連セミナーの企画・講師を行うなど中心的な役割を担ったところ、上記①-2の実績値(延べ603者)と②の実績値(延べ1,047者)は、ともに目標値(それぞれ延べ500者、延べ800者)を達成しました。							
以上のとおり、①及び②において全て目標値を上回ったため達成度は「○」としました。							

[主要]実2-1-A-2：日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援

(単位：%)

会計年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	主な取組類型 の実施割合	—	—	100	100	100	○
実績値	主な取組類型 の実施割合	—	—	80	80	100	

(出所) 課税部酒税課調

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標の達成に向けて、日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和4年度においては、日本産酒類の認知度向上等のための取組として、海外におけるプロモーション・イベントや海外酒類専門家の招へい等を通じた国際的な情報発信、酒類の地理的表示(GI)制度(用語集参照)の普及拡大に向けた取組を実施するほか、補助事業として、酒類業者のブランド化や酒蔵ツーリズム、新市場開拓のための取組等への支援を実施することとしています。

これらの取組を以下の類型に分類し、それぞれの実施結果を総合した実施割合を指標として設定しています。なお、令和3年度までの取組類型③「酒蔵ツーリズムの推進」については、取組の範囲を拡大し、「補助事業による酒類業者の取組への支援」として設定しました。

① 国際的プロモーション

①-1 海外酒類専門家の招へい等

①-2 海外におけるプロモーション・イベント

② 日本産酒類のブランド化の推進

②-1 ブランド化推進に係る取組

②-2 酒類の地理的表示(GI)の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施

③ 補助事業による酒類業者の取組への支援

③-1 日本産酒類海外展開支援事業費補助金(ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金)による支援

③-2 新市場開拓支援事業費補助金(フロンティア補助金)による支援

(目標の達成度の判定理由)

各取組類型を実施したことから、主な取組類型の実施割合は100%となりました。

「①-1 海外酒類専門家の招へい等」については、令和4年5月末から6月にかけて、日本酒及び焼酎・泡盛の2回に分けて海外専門家を招へいし、日本産酒類の特徴等のレクチャーや蔵元との意見交換会を実施しました。

「①-2 海外におけるプロモーション・イベント」については、米国・ロサンゼルスジャパン・ハウス(用語集参照)と連携し、日本酒を気軽に、かつ、多品種飲むことが出来る「角打ち文化」を中核としたプロモーションを実施しました。

「②-1 ブランド化推進に係る取組」の支援については、「日本産酒類のブランド戦略検討会」を開催するなど、関係省庁・関係機関や有識者とも連携した取組を実施しました。

「②-2 酒類の地理的表示の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施」については、令和4年度では、GIの新規指定を検討している地域からの相談に丁寧に対応し、その結果、1件のGIの指定を行いました。

「③-1 日本産酒類海外展開支援事業費補助金(ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金)による支援」については、酒類事業者によるブランド化や酒蔵ツーリズムを推進する取組を支援するため、105件の事業に対し補助金の交付決定を行いました。

「③-2 新市場開拓支援事業費補助金(フロンティア補助金)による支援」については、酒類事業者が直面する国内需要の減少、酒類事業者の構造的課題や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への解決に向けて、国内外への新市場を開拓するなどの意欲的な取組を支援するため、

測定指標(定量的な指標)



	<p>219件の事業に対し補助金の交付決定を行いました。 上記のとおり、各取組類型を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">測定指標（定性的な指標）</p>	<p><b>実2-1-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組</b></p>	
	<p style="text-align: center;"><b>目標</b></p>	<p style="text-align: right;"><b>達成度</b></p> <p>日本産酒類の輸出促進のための取組については、新型コロナウイルス感染症の状況や事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・JFOODO（用語集参照）、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。</p> <p>具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。</p> <p>また、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施するとともに、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるなど、輸出環境整備にも取り組みます。</p> <p>さらに、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録の実現に向けて、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して国内外での機運を醸成するための各種事業に取り組みます。</p> <p>各事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b> 日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。</p> <p>各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p>	<p><b>（実績）</b> 日本産酒類の輸出促進を図るため、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁や関係機関と連携・協調しつつ、海外需要の開拓やブランド化の推進などの各種施策を実施しました。</p> <p>また、事業者のニーズを踏まえ、G I の新規指定を検討している地域の事業者を対象とした説明会等を実施しました。</p> <p>さらに、関係機関と連携し、国内外で地域の特性に応じたシンポジウムの開催など、ユネスコ登録に向けた様々な広報活動に取り組みました。</p> <p>加えて、関係省庁と連携し、各種国際交渉の機会を通じて、関税や輸入規制の撤廃等のほか、日本産酒類のG I の保護、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の相互承認を求めるなど、輸出環境整備に取り組みました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b> 令和元事務年度から開催していた「日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会」の議論の対象を日本酒から日本産酒類全体に拡大するため、「日本産酒類のブランド戦略検討会」に改組、関係省庁・機関や有識者を招いた議論を基に政府として取り組むべき施策を整理し、第1次とりまとめとして公表（令和4年6月）しました。令和4事務年度は第1次とりまとめに沿って取組を進めました。</p> <p>海外需要の開拓については、中国・上海において酒類輸出コーディネーターとジェトロ上海事務所が連携し、それぞれサプライヤー及びバイヤーを誘致するなど大規模な海外商談会を開催しました。海外への日本産酒類の情報発信について</p> <p style="text-align: right;">○</p>

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>は、米国・ロサンゼルスジャパン・ハウスにおいて、日本酒を気軽に、かつ、多品種飲むことが出来る「角打ち文化」を中核とし、現地インフルエンサーを通じて日本酒知識を発信しつつ、一般消費者には角打ち文化を体験してもらい、日本酒の認知度向上を図るためのプロモーションを実施しました。計画初期よりジェットロロサンゼルス事務所等と十分な意見交換を行い実施するなど、関係機関とも連携し実施しました。</p> <p>G I の普及拡大については、G I の新規指定を検討している地域の事業者を対象とした、酒類やブランド戦略等に見識のある外部講師による説明会を実施しました。</p> <p>また、ユネスコ登録に向けた事業については、在外公館を含む関係機関と連携し、国内外で地域の特性に応じたシンポジウムを開催したほか、在留外国人（外国語指導助手等）向け酒蔵見学会を 16 道府県で開催するなど、様々な広報活動に取り組みました。</p> <p>新市場開拓支援事業については、酒類業者の商品の差別化、販売手法の多様化、ICT 技術の活用に関する新規性・先進性のある取組等 219 件の事業に対し補助金の交付決定を行い、支援しました。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、より実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討し、例えば、日本にいながらにして海外バイヤーと商談を行う「オンライン商談会」を 8 の国・地域で実施する等の取組を行いました。</p> <p>国際交渉については、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の相互承認を得るための交渉を進め、令和 5 年 5 月、カナダ政府との間で大筋合意に至りました。</p> <p>また、インドへの清酒の輸出の際に必要な分析証明書について、日本国内にはインド側の求める基準の分析証明書を発行できる機関が無いことから、在インド日本国大使館と連携し、インド国内において当該証明書を発行できるよう手続を整理し、周知を行いました。</p> <p>このように、日本産酒類の輸出促進のため、事業者のニーズを踏まえつつ、関係省庁や関係機関との連携を図りながら、効果的・効率的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>		
	施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。			

## 実2-1に係る参考情報

### 参考指標 1：酒類の輸出金額（酒類別含む）及び伸び率 （単位：百万円、％）

暦年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
輸出金額	(198.6) 61,827	(219.3) 66,083	(243.0) 71,030	(453.9) 114,658	(572.5) 139,203
清酒	22,232	23,412	24,141	40,178	47,489
ウイスキー	14,977	19,451	27,115	46,114	56,060
ビール	12,874	9,165	5,772	7,361	10,746
リキュール	5,672	6,440	8,623	12,067	13,610
焼酎	1,530	1,560	1,201	1,746	2,172
ワイン	281	174	348	687	686
その他	4,262	5,881	3,830	6,474	8,440

（出所）財務省貿易統計

（注）輸出金額欄上段のかっこ書きは、平成24年（207億円）からの伸び率を記載しています。

### 参考指標 2：商談成立（見込）割合

（単位：％、件）

会計年度	4年度
割合	(7,226) 27.8

（出所）課税部酒税課調

（注1）上段のかっこ書きは、①-2展示会等参加事業者（P.138参照）と海外バイヤーとの商談件数を記載しています。

（注2）数値は上記商談件数に対する成約件数（見込含）の割合です。

（注3）令和4会計年度事業より集計しています。

### 参考指標 3：補助金説明会の開催回数・参加人数

（単位：回、人）

事務年度	令和3年度	4年度
開催回数	214	228
参加人数	2,644	2,872

（出所）課税部酒税課調

### 参考指標 4：日本産酒類海外展開支援事業費補助金及び新市場支援事業費補助金交付決定件数

（単位：件）

会計年度	令和3年度	4年度
補助金交付決定件数	265	324

（出所）課税部酒税課調

（注）令和3年度は、日本産酒類海外展開支援事業費補助金及び酒類業構造転換支援事業費補助金の交付決定件数を記載しています。



施策	実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-2-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度						(単位：%)
	会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	91.1	92.4	95.7	94.9	94.1	
	<p>(出所) 課税部鑑定企画官調  (注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」又は「良かった」)を得た割合です。  なお、アンケート調査の概要については、P.168に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)  酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、全国市販酒類調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ実施しました。  相談についての満足度は94.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	実2-2-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上						
	目標	<p>酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関する問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)  酒類の安全性に関する問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)  酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、全国市販酒類調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。  また、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知に努めました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。  1. 全国市販酒類調査  市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。</p>					○

<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>また、分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。</p> <p>なお、調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」で公表しています。(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm)</p> <p><b>2. 酒類の成分の実態把握等</b></p> <p>全国市販酒類調査のほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。</p> <p>放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、令和4年度は1,787点(延べ約22,500点)の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものではありませんでした。</p> <p>なお、調査結果については、国税庁ホームページの「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/radioactivity.htm)で公表しています。</p> <p>このほか、コーデックス委員会(用語集参照)で議論されている安全性に係る事項について、国内における実態を把握するための情報収集を行いました。</p> <p><b>3. 酒類製造業者に対する表示事項確認調査</b></p> <p>消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、全国市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。</p> <p>また、酒類業者に対して、関係組合が実施する講演会等で表示制度を周知しました。</p> <p>このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
	<b>施策についての評価</b>	s 目標達成
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-2に係る参考情報

参考指標 1 : 全国市販酒類調査点数 (単位: 点)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
調査点数	2,336	2,116	1,630	1,583	1,490

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 「全国市販酒類調査」においては、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

**参考指標 2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数** (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
指導相談件数	2,345	2,060	1,764	1,566	1,341

(出所) 課税部鑑定企画官調

**参考指標 3：酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合** (単位：%)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
割合	0.7	0.4	0.4	0.3	0.3

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 上記参考指標1「全国市販酒類調査」において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。

**参考指標 4：酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数** (単位：件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
調査実施件数	682	654	298	707	765

(出所) 課税部酒税課調

施策	実2-3：酒類の公正な取引環境の整備						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-3-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合						(単位：%)
	事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	100	96.4	100	97.6	100	
	(出所) 課税部酒税課調						
	(注) 数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。						
	(目標値の設定の根拠)						
	酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。						
	(目標の達成度の判定期間)						
	酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類の公正な取引に関する基準」(用語集参照)や「酒類に関する公正な取引のための指針」(用語集参照)の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。						
調査の結果、基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第94条第4項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。							
また、基準に基づく指示又は指針に基づく指導等により、改善指導を行った酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。							

	こうした取組の結果、指示・指導事項の改善割合は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。	
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

### 実2-3に係る参考情報

#### 参考指標 1：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：者)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
調査件数	155	164	153	160	146

(出所) 課税部酒税課調

(注) 調査件数は「酒類業者数」で集計しています。

#### 参考指標 2：酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数 (単位：件(者))

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
指示件数	8	7	7	2	2
指導件数	17	13	18	6	4

(出所) 課税部酒税課調

(注) 取引基準に則していない取引が認められた場合には、取引基準を遵守すべき旨の指示を行い、直ちに指示には至らなかったものの、今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあると認められた場合には、厳重に指導を行うこととしています。

#### 参考指標 3：フォローアップ調査の実施状況 (単位：件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
フォローアップ調査件数(場数)	8 (18)	22 (55)	14 (41)	13 (41)	6 (10)
うち改善件数(場数)	8 (18)	21 (53)	14 (41)	12 (40)	6 (10)

(出所) 課税部酒税課調

<b>施策</b>	<b>実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応</b>	
<b>測定指標(定性的な指標)</b>	[主要]実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応	
	<b>目標</b>	<p>業界団体が実施する酒類事業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。</p> <p>また、酒類事業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類事業者の状況等を踏まえ適切に実施します。業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。</p>
		<b>達成度</b>

測定指標（定性的な指標）	目標	<p>日本酒造組合中央会（用語集参照）の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類事業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。</p>	
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類業者の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催（88回、1,823人受講）したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、オンライン形式も活用して実施したことに加え、同感染症による制限も徐々に緩和したことから、前年度に比し開催回数、参加人数ともに増加しました。</p> <p>また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（令和4年度執行額569百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。</p> <p>日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎（用語集参照）の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。</p> <p>このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-4に係る参考情報

参考指標 1：経営活性化研修の開催回数・参加人数 (単位：回、人)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催回数	167	131	39	47	88
参加人数	3,064	3,259	641	996	1,823

(出所) 課税部酒税課調



<b>施策</b>	<b>実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>[主要]実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援</b>		
	<b>目標</b>	<p>酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b> 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p><b>（実績）</b> 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒類の使用原料を推定するなどの高度な分析や、酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施したほか、国税局で行う理化学分析の分析精度の確保に資するための技能試験を実施しました。また、酒類製造業者に対する技術指導・相談に独立行政法人酒類総合研究所の業務によって得られた知見を活用したほか、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施するなど、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b> 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。 酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている安全性に係る事項について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための情報収集を行いました。 また、独立行政法人酒類総合研究所において行われた汚染物質の低減方法の検討結果等を活用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。 さらに、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施することにより、地域ブランドの確立に貢献しました。 このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>		○
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成		

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実2-5に係る参考情報

参考指標 1：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数 (単位：点)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
依頼分析点数	2,320	1,844	1,809	2,147	2,458

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 2：独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数

(単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
審査員	37	38	23	29	31
講師	46	48	25	33	44

(出所) 課税部鑑定企画官調

<b>施策</b>	<b>実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]実2-6-B-1：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組		
	<b>目標</b>	<p>20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに、広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>（実績） 20歳未満の者の飲酒防止対策等については、酒類の販売管理調査を実施し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認するとともに、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。</p> <p>また、関係組合等が実施した「20歳未満飲酒防止キャンペーン」等を支援し、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。</p> <p>さらに、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）も踏まえ、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者（用語集参照）の選任義務や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて8,783場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、販売場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。</p> <p>また、毎年4月の「20歳未満飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施する「20歳未満飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。</p> <p>さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>このように、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評価</b>	<b>s 目標達成</b>		

評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。
-------	-------------------------------------

## 実2-6に係る参考情報

### 参考指標 1：酒類販売管理協力員（注1）による酒類販売場の確認場数

（単位：場）

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
確認場数	14,597	13,127	—	9,530	8,783

（出所）課税部酒税課調

（注1）用語集参照

（注2）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認は行いませんでした。

### 参考指標 2：酒類販売管理調査場数

（単位：場）

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
調査場数	9,456	6,400	1,859	4,776	5,321

（出所）課税部酒税課調

### 参考指標 3：酒類自動販売機の設置状況

（単位：台）

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
設置台数	内2,429 14,239	内2,114 12,976	内1,856 12,094	内1,720 11,468	内1,414 10,204

（出所）課税部酒税課調

（注1）翌年度4月1日現在の状況です。

（注2）内書きは、購入者の年齢確認機能がない酒類自動販売機の設置台数を示します。

<b>施策</b>	<b>実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保</b>	
	[主要]実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応	
測定指標（定性的な指標）	<p>地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、酒類業の事業所管庁として周知・啓発活動を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、社会的要請に対応し、酒類に係る資源の有効な利用を確保するために重要であることから目標として設定しています。</p> <p>（実績） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。</p>	達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	(目標の達成度の判定理由) 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページの「環境法令における酒類業者の義務」(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kankyohorei/index.htm)に掲載のパンフレット等を活用し、リデュース・リユース・リサイクル(用語集参照)への意識の向上を図りました。 このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
	施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

## 実2-7に係る参考情報

### 参考指標 1：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
説明回数	5,716	2,645	1,463	1,581	2,147

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。
	<p><b>(実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組)</b></p> <p>関係府省等と連携しつつ、海外のジャパン・ハウスにおける日本産酒類プロモーションイベントの実施などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行います。</p>
	<p><b>(実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)</b></p> <p>酒類の安全性の確保と品質向上については、全国市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。</p> <p>また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行います。</p>
	<p><b>(実2-3：酒類の公正な取引環境の整備)</b></p> <p>酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された酒類の公正な取引に関する基準や、改訂された酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対</p>



応していきます。

**(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)**

酒類業者の経営改善等については、酒類業者に対する中小企業支援施策等の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

**(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)**

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。

**(実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)**

20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

**(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)**

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みます。

**財務省政策評価懇談会における意見**

○ 日本の酒は美味しいので、酒類の海外輸出は、もっと進められる。官民一緒になって、一つの大きな産業になるようにしてほしい。

実績目標に係る 予算額等	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	2,866,264	3,042,186	3,051,145	3,067,302
		補正予算	1,539,352	1,381,373	1,423,614	—
		繰越等	△1,521,603	△1,585,869	N. A.	/
		合計	2,884,013	2,837,690	N. A.	
執行額 (千円)		2,790,503	3,787,349	N. A.		

(注) 令和4年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和5年11月頃に確定するため、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

**(概要)**

酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

<p><b>実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 （令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）</li> <li>○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」 （令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）</li> <li>○ 「総合的なTPP等関連政策大綱」 （令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）</li> <li>○ 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 （令和2年12月8日閣議決定）</li> <li>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 （令和2年7月17日閣議決定）</li> <li>○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」 （令和2年7月17日閣議決定）</li> <li>○ 「知的財産推進計画2020」 （令和2年5月27日知的財産推進本部決定）</li> <li>○ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」 （令和2年4月7日閣議決定）</li> <li>○ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」 （令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定）</li> <li>○ 「食料・農業・農村基本計画」 （令和2年3月31日閣議決定）</li> <li>○ 「農林水産業の輸出力強化戦略」 （平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）</li> </ul>
<p><b>実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</b></p>	<p>国税庁レポート2023（令和5年6月国税庁）、 「酒類の品質及び安全性の確保」（国税庁ホームページ）</p>
<p><b>前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況</b></p>	<p><b>（実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組）</b> 関係府省等と連携しつつ、海外のジャパン・ハウスにおける日本産酒類プロモーションイベントの実施などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行いました。</p> <p><b>（実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応）</b> 酒類の安全性の確保と品質向上については、全国市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表しました。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行いました。 また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行いました。</p> <p><b>（実2-3：酒類の公正な取引環境の整備）</b> 酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された酒類の公正な取引に関する基準や、改訂された酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応しました。</p> <p><b>（実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応）</b> 酒類業者の経営改善等については、酒類業者に対する中小企業支援施策等の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の</p>

前事務年度実績評価  
結果の施策への反映  
状況

自主的な取組を支援しました。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援しました。

**(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)**

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施しました。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施しました。

**(実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)**

20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めました。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援しました。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みました。

**(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)**

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みました。

担当部局名

課税部（酒税課、鑑定企画官）

実績評価実施時期

令和5年10月